

第 3 回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【A グループ会議】
議 案



日 時：平成 22 年 10 月 14 日（水）午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分
場 所：302 号会議室

《會議次第》

1 開 会 Aグループリーダー

2 自己紹介

3 議 題

(1) グループ会議の進め方について確認 1

①進行役 【 】

②報告書の作成者 【 】

③発 表 者 【

(2) 第6章 議 会 (全6条) について 2

(3) 今後のスケジュール確認について 5

4 閉 会

(1) グループ会議の進め方について確認

①進 行 役 【 】

②報告書の作成者 【 】

③発 表 者 【 】

メモ

(2) 第6章 議会（全6条）について

第6章 議会

（議会の設置）

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

【解説】

議会の設置について定めています。

「議会の設置」は、地方自治法によって定められた制度ですが、「基本原則」・「基本理念」に基づき、町民が信託して設置することを再度定義しています。

<検討内容>

（議会の役割）

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

- 2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。
- 3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

【解説】

議会の役割について定めています。

議会は議事機関であり、自由な討議の機会を拡充するとともに、議決に至る過程や妥当性について町民に説明することを定めています。

<検討内容>

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

【解説】

議会の権利について定めています。

議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治に定められていますが、ここでは、代表的な権限について定めています。

<検討内容>

(議会の責務)

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

【解説】

議会は、基本的な責務としてこの条例の基本理念・基本原則及び制度を遵守し総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの課題を的確に把握し、活動することを責務とし、町民の意見を議会運営について町民に説明する責務があると定めています。

<検討内容>

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

- 2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。
- 3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。
- 4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。
- 5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

【解 説】

自治基本条例の基本理念・基本原則及び制度を遵守し、議員が果たすべき責務について定めています。

- (1) まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の策定に努める。
- (2) 政策立案能力、自治立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努める。
- (3) 政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努める。
- (4) 別海町全体のまちづくりの視点で、的確な判断、活動を行うよう努める。

<検討内容>

(議会の運営)

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

- 2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、非公開とすることができます。
- 3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

【解 説】

議会の運営における基本事項として、「情報共有」「町民参加」について定めています。

- (1) 議会の会議は公開とする。ただし、公開することが適当でないときは、非公開とすることができること。
- (2) 会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努める。

<検討内容>

(3) 今後のスケジュール確認について

☆10月14日【3回目】 <グループ会議>

○検討内容：グループに分けての検討。

◇第6章 議会・・・・・・・・・・(全6条)

☆10月 日【4回目】 <グループ会議>

○検討内容：前回の“ふりかえり”と検討。

◇第9章 連携と協力・・・・・・・・(全6条)

☆10月25日の週【5回目】 <全体会議>

○検討内容：前回の“ふりかえり”と前文・第10章条例の見直しについて、全体で検討。

☆11月 1日の週【6回目】 <全体会議>

○検討内容：これまで検討してきた各章(前文・第1章総則～第10章条例の見直し)について、全体で検討・確認。(※第1章総則については、第2回目で実施しているが、再度確認が必要である。)

●みんなでつくる検討委員会で検討した(草案)を「庁内(各課)」「庁内検討会議」「議会(総務建設常任委員会)(全員協議会)」で検討。

☆11月中旬～下旬【7回目・8回目】2回程度 <全体会議>

○検討内容：「庁内(各課)」「庁内検討会議」「議会(総務建設常任委員会)(全員協議会)」で検討結果を基に、『みんなでつくる検討委員会』を開催し全体で検討。

☆12月下旬～1月上旬【最終回】 <全体会議>

○検討内容：地域説明会、パブリックコメント、職員プロジェクトチームでの検討を終えた草案について、『みんなでつくる検討委員会』全体での最終確認。

※【提言書】を町長に提出

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【検討結果表】 Aグループ

[illegible]

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【意見書】

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （